

徳島県告示第三百九十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条第二項の規定により定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所を次のとおり公示する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う検査にあつては、実施の期日を令和四年八月一日から同年十二月二十三日までとする。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実施の区域	対象となる特定計量器	実施の期日	受付時間	実施の場所
小松島市	計量法施行令（平成五年政令第二百二十九号）第十条第一項に規定する特定計量器	令和四年八月二十五日	午前十時から正午まで	小松島市立江町字清水一八四番地の一 立江公民館
		二十六日	午後一時から午後三時まで	同 坂野町字平田二四番地の二 坂野公民館
		二十九日	同	同 横須町一番一号 小松島市役所
		三十日	同	同
		三十一日	同	名東郡佐那河内村下字西ノハナ三一番地 佐那河内村役場
徳島市		同 九月六日	午前十時から正午まで	徳島市入田町春日二二一番地の一 徳島市入田コミュニティセンター
		同 七日	午前十時から正午まで	同 不動本町二丁目一七八番地の一 徳島市不動コミュニティセンター
		同 八日	同	同 国府町日開九四四番地の一 徳島市南井上コミュニティセンター
			午後一時から午後三時まで	同 西黒田字南傍示二七一番地 徳島市北井上コミュニティセンター

郡 島市及 び名東	徳島市 、小松	徳島市	名東郡	小松島 市及び								
	同 ら 同 まで (県の休日(徳島県の休 日を定める条例(平成元 年徳島県条例第三号)第 一条第一項第一号及び第 二号に掲げる日をいう。)を除く。)	同 八月二十五日か 十二月二十三日	同 八月	同 十一月一日	同 十八日	同 十七日	同 十四日	同 十三日	同 十二日			
		午前九時から午後 四時まで	同	同	同	同	同	同	午前十時から午後 三時まで			四時まで
	同 二 徳島県立工業技術センター	同 雑賀町西開一―番地の 二	徳島市幸町二丁目五番地 徳島市役所	小松島市横須町一番一号 小松島市役所	同	同 幸町二丁目五番地 徳島市役所	同 津田町四丁目五番五 号	同 徳島市昭和コミュニテイセ ンター	同 中昭和町三丁目八一番 地	同 徳島市東富田コミュニテイ センター	同 中央通四丁目一八番地 徳島市東富田コミュニテイ センター	同 二 徳島市勝占東部コミュニテイ センター